

5-1-1 養護老人ホームの見直しについて

養護老人ホームの見直しについては、前回の課長会議で改正すべき事項をお示ししたところであるが、その後の検討状況は以下のとおりである。なお、これらの内容には関係省庁と調整を要する事項が含まれており、今後変更があり得ることに留意されたい。

1 措置基準について

(人員配置に対する考え方)

現在総務省に対して、次のような各職種の配置基準を前提とした地方財政措置を要求しているところ。(別紙の定員規模別職員配置基準案参照)

- (1) 施設長、事務員、看護職員、栄養士、調理員等、医師
現行基準と同等数で配置。
- (2) 生活相談員
入所者30人に対し1人の割合で配置。
うち1人を主任生活相談員とする。
- (3) 支援員
入所者15人に対し1人の割合で配置。
うち1人を主任支援員とする。

(業務内容に対する考え方)

養護老人ホーム固有のサービスの中には介護サービスは含まれないとの整理を行ったことや、ソーシャルワーク機能の強化を図る観点から、上記のような職員配置基準の見直しを行うものであるが、「生活相談員」及び「支援員」の具体的な業務内容としては、次のようなことを考えている。

(1) 生活相談員

従来「生活支援員」が担っていた業務を引き続き担うとともに、入所者の自立支援のためのソーシャルワーク機能を強化する観点から、次のような業務を行う。

- ①入所者の処遇に関する計画の作成
- ②入所者又はその家族に対する相談、助言その他の援助
- ③入所者の自立のための必要な指導及び援助
- ④退所先と地域での支援の確保
- ⑤社会生活上の便宜の提供

(2) 支援員

「支援員」が行う業務としては、次のような業務を行う。

①家事援助系サービス

整理清掃、寝具整理、衣服管理等

②生活援助系サービス

余暇活動、問題行動対応、金銭管理、外出支援等

なお、入所者が施設で生活を営む上で通常必要となるような自立支援サービスや軽微な介護サービスについては、必要に応じ、支援員の業務として行って差し支えない。

(設備基準)

- ・ 居室の面積要件を3.3㎡以上から、10.65㎡以上とし、現存するものについては経過措置を設ける。
- ・ 居室の入所人員は、現在の「原則として2人以下」という基準から「原則として1人」へと改正する。

2 措置費について

以下の考え方の下に総務省に地方財政措置を要求しているところ。

(新たな加算項目の追加)

養護老人ホームの入所者が介護保険サービスを利用できることになることに伴い、介護保険サービスと一部重複する従来の加算項目を整理する一方、ソーシャルワーク機能の強化や高齢者虐待防止法等の成立を踏まえ、以下の新たな加算項目を要求している。

- ・ 障害者等加算
- ・ ユニットケア加算
- ・ 老人短期入所加算
- ・ 介護サービス利用者負担加算 等

3 介護ニーズへの対応について

以下のいずれかの介護保険サービスを利用する。

- ① 要介護認定等を受けた入所者が個々の居宅サービス事業所と契約を結び、そのサービスを利用する形態
- ② 外部サービス利用型の特定施設の仕組みを活用する形態（養護老人ホームが特定施設としての指定を受け、要介護認定等を受けた入所者と契約を結んだ上で、外部のサービス事業者に訪問介護等のサービス提供を委託するもの。）

養護(盲)老人ホーム定員規模別職員配置基準(案)

1. 養護老人ホーム

現行											
職種 定員階級区分	総数	施設長	事務員	主任生活指導員	指導員	主介護職員	介護職員	看護職員	栄養士	調理員等	医師
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
50以下	14	1	1		1	1	4	1	1	4 (1)	(1)
51～60	15	1	1	1		1	5	1	1	4 (1)	(1)
61～70	16	1	1	1		1	6	1	1	4 (1)	(1)
71～80	18	1	2	1		1	7	1	1	4 (1)	(1)
81～90	20	1	2	1	1	1	8	1	1	4 (1)	(1)
91～100	21	1	2	1	1	1	9	1	1	4 (1)	(1)
101～110	22	1	2	1	1	1	10	1	1	4 (1)	(1)
111～120	23	1	2	1	1	1	10	1	1	4	1
121～130	24	1	2	1	1	1	11	1	1	4	1
131～140	26	1	2	1	1	1	12	2	1	4	1
141～150	28	1	2	1	1	1	13	2	1	5	1
151～160	29	1	2	1	1	1	14	2	1	5	1
161～170	30	1	2	1	1	1	15	2	1	5	1
171～180	30	1	2	1	1	1	15	2	1	5	1
181～190	31	1	2	1	1	1	16	2	1	5	1
191～200	32	1	2	1	1	1	17	2	1	5	1
201～210	35	1	3	1	1	1	18	2	1	6 (1)	1
211～220	36	1	3	1	1	1	19	2	1	6 (1)	1
221～230	38	1	3	1	1	1	20	3	1	6 (1)	1
231～240	40	1	4	1	1	1	21	3	1	6 (1)	1
241～250	41	1	4	1	1	1	22	3	1	6 (1)	1
251～260	42	1	4	1	1	1	23	3	1	6 (1)	1
261～270	42	1	4	1	1	1	23	3	1	6	1
271～280	43	1	4	1	1	1	24	3	1	6	1
281～290	45	1	5	1	1	1	25	3	1	6	1
291～300	46	1	5	1	1	1	26	3	1	6	1
500人	72	1	8	1	2	1	44	5	1	8	1

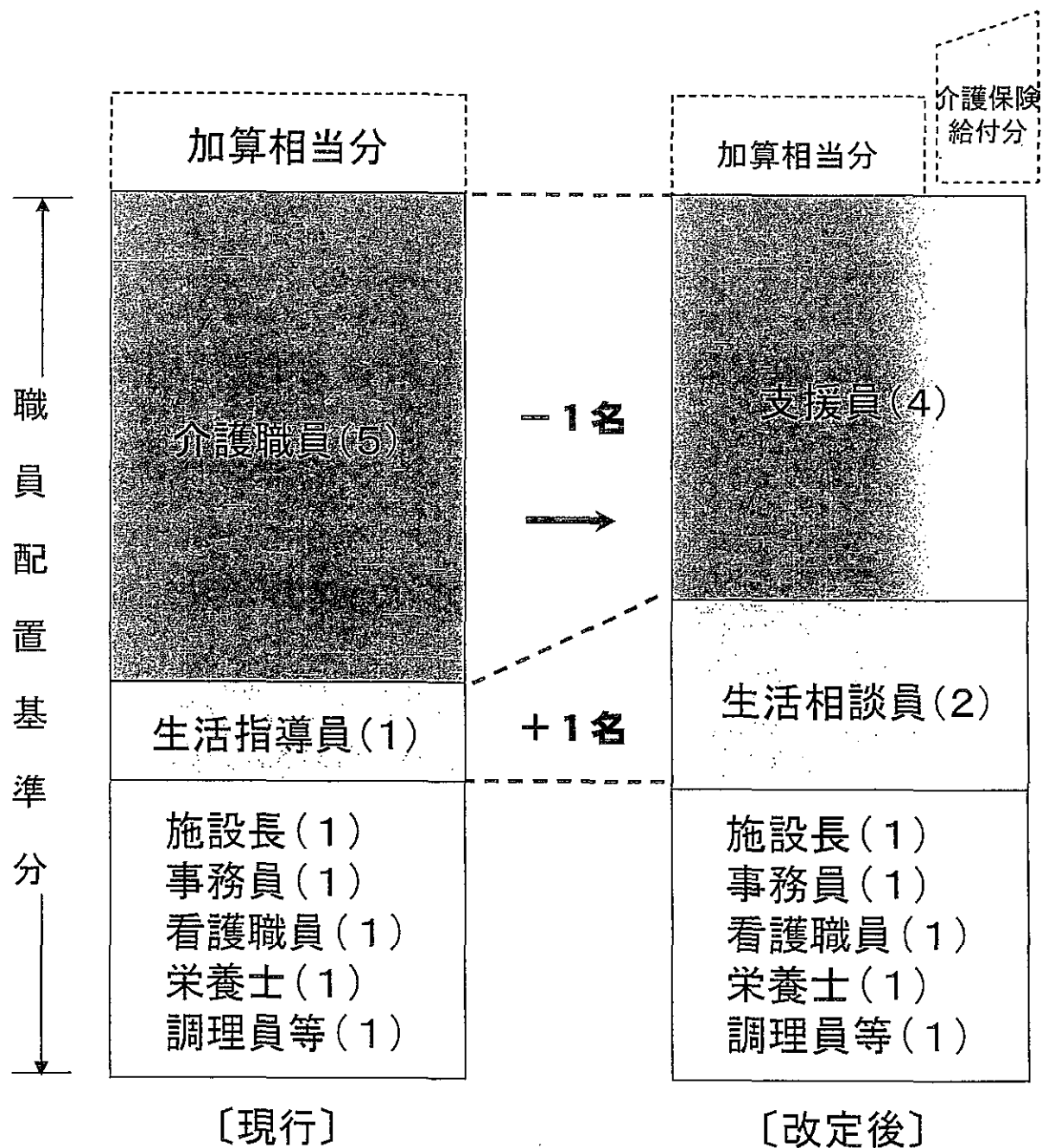
改正案											
職種 定員階級区分	総数	施設長	事務員	主任生活指導員	指導員	主支援員	支援員	看護職員	栄養士	調理員等	医師
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
50以下	14	1	1	1	1	1	3	1	1	4 (1)	(1)
60	14	1	1	1	1	1	3	1	1	4 (1)	(1)
70	16	1	1	1	2	1	4	1	1	4 (1)	(1)
80	18	1	2	1	2	1	5	1	1	4 (1)	(1)
90	18	1	2	1	2	1	5	1	1	4 (1)	(1)
100	20	1	2	1	3	1	6	1	1	4 (1)	(1)
110	22	1	2	2	2	1	7	2	1	4 (1)	(1)
120	23	1	2	2	2	1	7	2	1	4	1
130	25	1	2	2	3	1	8	2	1	4	1
140	26	1	2	2	3	1	9	2	1	4	1
150	27	1	2	2	3	1	9	2	1	5	1
160	29	1	2	2	4	1	10	2	1	5	1
170	30	1	2	2	4	1	11	2	1	5	1
180	30	1	2	2	4	1	11	2	1	5	1
190	32	1	2	2	5	1	12	2	1	5	1
200	33	1	2	2	5	1	13	2	1	5	1
210	36	1	3	3	4	1	13	3	1	6 (1)	1
220	38	1	3	3	5	1	14	3	1	6 (1)	1
230	39	1	3	3	5	1	15	3	1	6 (1)	1
240	40	1	4	3	5	1	15	3	1	6 (1)	1
250	42	1	4	3	6	1	16	3	1	6 (1)	1
260	43	1	4	3	6	1	17	3	1	6 (1)	1
270	43	1	4	3	6	1	17	3	1	6	1
280	45	1	4	3	7	1	18	3	1	6	1
290	47	1	5	3	7	1	19	3	1	6	1
300	47	1	5	3	7	1	19	3	1	6	1
500	75	1	8	5	12	1	33	5	1	8	1

2. 盲老人ホーム

現行												
職種 定員階級区分	総数	施設長	事務員	主任生活指導員	指導員	主介護職員	介護職員	看護職員	栄養士	調理員等	医師	介助員
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
50以下	18	1	1		2	1	6	2	1	4 (1)	(1)	1
51～60	20	1	1	1	1	1	8	2	1	4 (1)	(1)	1
61～70	22	1	1	1	1	1	10	2	1	4 (1)	(1)	1
71～80	23	1	1	1	1	1	11	2	1	4 (1)	(1)	1
81～90	26	1	1	1	2	1	13	2	1	4 (1)	(1)	1
91～100	28	1	1	1	2	1	15	2	1	4 (1)	(1)	1
101～110	28	1	1	1	2	1	15	2	1	4 (1)	(1)	1
111～120	31	1	1	1	2	1	17	2	1	4	1	1
121人以上	33	1	1	1	2	1	19	2	1	4	1	1

改正案												
職種 定員階級区分	総数	施設長	事務員	主任生活指導員	指導員	主支援員	支援員	看護職員	栄養士	調理員等	医師	介助員
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
50以下	18	1	1	1	2	1	5	2	1	4 (1)	(1)	1
60	19	1	1	1	2	1	6	2	1	4 (1)	(1)	1
70	22	1	1	1	3	1	8	2	1	4 (1)	(1)	1
80	23	1	1	1	3	1	9	2	1	4 (1)	(1)	1
90	24	1	1	1	3	1	10	2	1	4 (1)	(1)	1
100	27	1	1	1	4	1	12	2	1	4 (1)	(1)	1
110	27	1	1	2	3	1	12	2	1	4 (1)	(1)	1
120	30	1	1	2	3	1	14	2	1	4	1	1
130	33	1	1	2	4	1	16	2	1	4	1	1

養護老人ホーム職員配置基準改定(案)のイメージ



※()内は人数

※50人定員の施設の場合